

派遣労働者のみなさんへ

派遣社員

「解雇と言われた。どうしよう」…でも、あきらめないで下さい。泣き寝入りしないで、立ち上げれば道は開けます。一人で悩まないで何でも気軽に相談下さい。日本共産党川崎重工委員会はあなたの味方です。

元派遣社員

派遣から有期雇用になり雇い止めされた

派遣社員から派遣先の有期雇用
に切り替えられ、雇い止めされた

派遣のときは、偽装請負
などで働かされ、期間制限を
超えていた

契約更新を繰り返してい
たり、継続して働いてほ
しいといわれていた

解雇乱用に当たる可能性
があり、解雇を無効とした
判例もあります

契約更新の期待権が生じ
ており、雇い止めを無効と
した判例もあります

労働組合

一人でも入れる、二人でも作れる
自分だけでは、会社と対等に

交渉できなくても、労働組合なら対等に話しあえます。個人加盟の労働組合に入ったり、職場の同僚(二人で作れる)と組合をつくれば、雇用と労働条件をまもる大きな力になります。

雇用保険

解雇された人でも加入できる

労働者を雇用保険に加入させずに派遣することは違法です。だから、解雇されたあとも、過去にさかのぼって加入でき、失業給付が受けられます。

派遣社員

契約途中で解雇された

労働契約法で、中途解約は倒産の危機など、やむをえない理由がない限り禁止。派遣先指針で派遣先は新たな就業機会を確保しないとけません。偽装請負などの期間も含めて原則1年最大3年の期間制限を超えていれば、直接雇用を要求できます

期間満了で雇い止めされた

途中、請負会社の社員
だったことがある

途中、雇い止めか、直接
雇用されたことがある

派遣先の社員と混在して働き、
指示を派遣先から受けていた

そのあとまた派遣に戻される
か、それを繰り返している

偽装請負と考えられます。そ
の期間も含めて原則1年最大
3年の期間制限を超えていれ
ば、派遣先に直接雇用を要求
できます

クーリングなどを悪用した
期間制限逃れです。通算し
て期間制限を超えていれ
ば、直接雇用を要求できま
す

ほかにも、期間制限のない専門業務を装うなど
偽装請負・違法派遣にあたる場合があります

「同一業務」で3年を超えて派遣を受け入れていれば、派遣期間が3年未満の人でも直接雇用を求めることができます。

みんなで

「直接雇用せよ」と 労働局に申告しよう